

令和9年度採用

桑名市職員採用試験案内【B 日程】

～さあ、次の桑名を、一緒につくろう～

受付期間

令和8年8月12日(水)9時から9月6日(日)23時59分まで

＊上記期間中は24時間受付が可能です。

＊入力内容に不備等があった場合はお電話又はメールにて確認をさせていただく場合がございます。

募集職種・採用予定人数

職 種	区 分(採用時年齢)	採用予定人数
① 事務職	高校卒業程度(24歳まで)	3 名程度
	大学卒業程度(24歳まで)	
	高校卒業以上(25歳から34歳まで)	
	高校卒業以上(障害者対象)	1名程度
② 一般技術職	高校卒業程度(24歳まで)	6名程度
	大学卒業程度(24歳まで)	
	高校卒業以上(25歳から34歳まで)	

＊採用予定人数は前後する可能性があります。

＊事務職以外の専門職種で採用された場合でも、在職中に一般行政事務職として配属されることがあります。

＊民間企業等職務経験者を対象に、令和8年度中に[通年採用]を実施予定です。

＊一般技術職は出身学部や職務経験、関連資格の有無は問いません。

詳しくは次ページのよくある質問をご覧ください。

申込方法

桑名市ホームページ(専用の試験申込フォームにより申込)

＊申込後、エントリー完了メールの受信をもって申込の完了となります。受験案内が届くまではエントリー完了メールは削除しないで下さい。

問い合わせ先

桑名市役所 人事課(市役所3階)

〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地

TEL:0594-24-1126

Mail: jinjim@city.kuwana.lg.jp

一般技術職に関するよくあるご質問

Q 工学部出身ではないのですが、応募できますか？

応募にあたって、出身学部やこれまでの経験は問いません。
例えば、法学部や経済学部等のいわゆる文系学部卒業でも応募できます。必要な専門知識は、入庁後の研修や実務指導を通じて、丁寧にお教えしますのでご安心ください。
「文系だから自信が無い…」と思っているあなたも、ぜひ積極的に挑戦してください。

Q 関連資格を持っていませんが、応募できますか？

問題ありません。もちろん関連資格がある方や経験者は大歓迎ですが、資格や経験の有無のみで採否が決まることはありません。
未経験者から第一線で活躍している先輩も多くいますので、安心してご応募ください。桑名市では、「まちづくりに関わりたい」という気持ちを何よりも大切にしています。

試験内容及びスケジュール

	試験内容	日 時	会 場	可否通知
1次試験	書類選考	9月7日(月)から 9月11日(金)まで		9月中旬
2次試験	SPI3	9月18日(金)から 10月4日(日)まで	テストセンター (適性検査は、オンライン 受検可)	10月中旬
	グループディス カッション	10月10日(土) または、 10月11日(日)	桑名市役所 本庁舎	
最終試験	個別面接	11月4日(水)から 11月6日(金)まで の3日間のうちいずれか1日	桑名市役所 本庁舎	11月中旬

*各試験の可否については、メールで通知いたします。

*2次試験の可否判定は、SPI3とグループディスカッションの結果を基に決定いたします。

SPI3未受験者は、グループディスカッションへ参加できません。

*SPI3の受検時は、受検票と顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポート等)が必要となります。

*SPI3は9月18日(金)から10月4日(日)の間で、ご自身が希望する日に受検可能です。

*2次試験通過者のうち、希望する方には、最終選考前にオンラインにてカジュアル面談を実施予定です。

募集職種詳細

① 事務職

市長部局、上下水道部、教育委員会事務局、議会事務局等において、行政事務全般に従事します。

受験資格 ※区分別の要件と共通要件を満たす方が対象です。

区分別の要件	共通要件
高校卒業程度(24歳まで)の区分を受験する方 平成14年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校等(高等学校・専修学校専門課程・高等専門学校・短期大学のいずれか)を卒業(令和9年3月卒業見込みを含む)の方又はこれと同等と認められる方	(1) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方 (末尾「参考1」) (2) 国籍は問いませんが、外国籍の方の場合、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方 (採用後の規制については末尾「参考2」)
大学卒業程度(24歳まで)の区分を受験する方 平成14年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業(令和9年3月卒業見込みを含む)の方又はこれと同等と認められる方	
高校卒業以上(25歳から34歳まで)の区分を受験する方 平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上(高等学校・専修学校専門課程・高等専門学校・短期大学・大学のいずれか)を卒業(令和9年3月卒業見込みを含む)の方又はこれと同等と認められる方	
高校卒業以上(障害者対象)の区分を受験する方 (1) 平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上(高等学校・専修学校専門課程・高等専門学校・短期大学・大学のいずれか)を卒業(令和9年3月卒業見込みを含む)の方又はこれと同等と認められる方 (2) 次に掲げるいずれかの手帳の交付を受けている方 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	

② 一般技術職

市長部局、上下水道部等において、土木・建築・電気の各分野に関する専門業務に従事します。

(想定業務例)

- 公共施設や上下水道等の維持管理・修繕
- 公共施設の設備に関する設計・監督
- 所管行政庁、施設管理者としての許認可・指導業務
- 空き家対策、耐震対策
- 都市基盤施設や農業基盤施設の整備・維持管理
- 資産活用等のマネジメント 等

受験資格 ※区分別の要件と共通要件を満たす方が対象です。

区分別の要件	共通要件
高校卒業程度(24歳まで)の区分を受験する方 平成14年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校等(高等学校・専修学校専門課程・高等専門学校・短期大学のいずれか)を卒業(令和9年3月卒業見込みを含む)の方又はこれと同等と認められる方	(1)地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方 (末尾「参考1」) (2)日本国籍を有する方
大学卒業程度(24歳まで)の区分を受験する方 平成14年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業(令和9年3月卒業見込みを含む)の方又はこれと同等と認められる方	
高校卒業以上(25歳から34歳まで)の区分を受験する方 平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上(高等学校・専修学校専門課程・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のいずれか)を卒業(令和9年3月卒業見込みを含む)の方又はこれと同等と認められる方	

給与・待遇等について

種 類	内 容
給 与	桑名市職員給与条例の規定に基づき、給料及び通勤手当、期末・勤勉等の諸手当を支給（令和8年4月現在、事務職職員の初任給（地域手当8%含む）は、大学卒で 250,560 円、短大卒で 233,820 円、高校卒で 216,324 円です。） 既卒者は、職歴に応じて、初任給が加算されます。 一例として、大学卒業後5年間民間企業で正規職員として勤務（フルタイム勤務）した場合に算出する初任給は、269,136 円となります。
昇 給	原則として1年に1回（昇給日：1月1日）
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで、1週間あたり38時間45分 （ただし、勤務箇所によっては異なることがあります。）
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 （ただし、勤務箇所によっては変則的な勤務形態となる場合があります。）
有給休暇	年次有給休暇は1年につき20日（採用年は15日）で、このほか特別休暇等があります。

補足及び注意事項

- *最終合格者は、原則として令和9年4月1日に採用の予定です。
- *上記最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合等に合格者として繰り上げることがあります。なお、当該繰上げを行う期間は令和9年3月31日までとします。
- *最終合格者のうち、既卒者の方には令和8年度中に採用する場合があります（任意）。
- *入庁までに公務員としてふさわしくない行為、行動があった場合は、採用資格を失います。
- *令和9年度採用桑名市職員採用試験において、同一の職種について日程が異なる試験を重複して受験することはできません。
（例）桑名市職員採用試験[A日程]事務職を受験した方が、[B日程]や[通年採用]の事務職を再度受験することはできません。
- *桑名市職員採用試験は、市民の皆さんの貴重な税金を使って実施します。申込後の辞退はご遠慮いただきますようご協力をお願いします。

参考1 地方公務員法第16条(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

参考2 外国籍職員の任用に関する基準について

『公務員に関する基本原則』…「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」

○桑名市においては、上記の基本原則に基づき外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1. 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1)市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2)市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3)市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4)その他公権力の行使に該当することとなる職務

【公権力の行使にあたる主な職務の例】

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、公害防止規制、都市計画の決定、建築制限、土地利用制限等

2. 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、桑名市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

採用説明会(オンライン開催)の実施について

【開催日時】

令和8年8月18日(火)19時 スタート

*全職種対象の説明会です。

*30分程度を予定しております

*WEB会議用システム「ZOOM」により配信します。なお、お使いのスマートフォンによっては、メールが迷惑メールフォルダに自動的に振り分けられる可能性がありますのでご確認ください。

【申込方法】

下記QRコードから参加申込をお願いします。

申込完了後、メールにて招待URLをご案内します。(説明会当日の15時頃送付予定)



【申込期限】

令和8年8月17日(月)23時59分まで

【その他】

*採用説明会では、採用試験の考え方や、活躍が見込まれる職員像等についてお伝えします。桑名の今を知る機会としていただけると幸いです。

*採用説明会参加の有無が、選考に直接影響するものではありません。

*当日、主催者からの指示がない限り、マイク・カメラはオフにしてください。

*ご質問がございましたら、申込フォームの質問欄にご入力ください。
いただいたご質問は、説明会でお答えいたします。